**海面における漁場計画**

**（素　案）**

**令和５年１月**

**大　阪　府**

**第１種・第２種・第３種共同漁業権**

１　公示番号　　　共第１号（現行：共第１号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業  第１種共同漁業 | たこ漁業  なまこ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉佐野市りんくう往来北及びりんくう往来南地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第１号、ア、イ及び基点第２号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、泉佐野港湾区域並びに点ウ、エ、カ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

　　　基点第１号　　阪南港泉佐野Ａ防波堤灯台

　　　　　　　　　　北緯３４度２５分２２．７秒　東経１３５度１８分３７．１秒

　　　基点第２号　　護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位４３度、

７０メートルの点

　　　　　　　　　　北緯３４度２４分１３．０秒　東経１３５度１７分２４．０秒

　　　ア　　　　　　基点第１号から真方位３３０度、５９０メートルの点

　　　　　　　　　　北緯３４度２５分３９．３秒　東経１３５度１８分２５．５秒

　　　イ　　　　　　基点第２号から真方位３２０度、８５４メートルの点

北緯３４度２４分３４．２秒　東経１３５度１７分０２．５秒

　　　ウ　　　　　　基点第１号から真方位２５１度３７分、１，３５０メートルの点

北緯３４度２５分０８．９秒　東経１３５度１７分４６．９秒

　　　エ　　　　　　基点第１号から真方位２４４度２分、１，２６６メートルの点

北緯３４度２５分０４．７秒　東経１３５度１７分５２．５秒

　　　オ　　　　　　基点第１号から真方位２４０度３４分、２，３６３メートルの点

北緯３４度２４分４５．０秒　東経１３５度１７分１６．５秒

　　　カ　　　　　　基点第１号から真方位２３４度２５分、２，２９７メートルの点

北緯３４度２４分３９．３秒　東経１３５度１７分２３．９秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、西本町、笠松、松原、羽倉崎、旭町、栄町、若宮町、大西、上町、高松北、高松東、高松南、高松西、市場東、市場南及び市場西

５　制限又は条件

　　国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第２号（現行：共第２号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第２種共同漁業 | 桝網漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉佐野市りんくう往来南地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

　　　基点第１号　　阪南港泉佐野Ａ防波堤灯台

北緯３４度２５分２２．７秒　東経１３５度１８分３７．１秒

　　　基点第２号　　護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位４３度、

７０メートルの点

北緯３４度２４分１３．０秒　東経１３５度１７分２４．０秒

　　　ア　　　　　　基点第２号から真方位１９度３０分、１，３３５メートルの点

北緯３４度２４分５４．０秒　東経１３５度１７分４０．５秒

　　　イ　　　　　　基点第１号から真方位２４４度２分、１，２６６メートルの点

北緯３４度２５分０４．７秒　東経１３５度１７分５２．５秒

　　　ウ　　　　　　泉佐野港湾区域西端

北緯３４度２５分０３．５秒　東経１３５度１８分０７．４秒

　　　エ　　　　　　泉佐野港湾区域西端から真方位１３３度、１４３メートルの点

北緯３４度２５分００．３秒　東経１３５度１８分１１．５秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、西本町、笠松、松原、羽倉崎、旭町、栄町、若宮町、大西、上町、高松北、高松東、高松南、高松西、市場東、市場南及び市場西

５　制限又は条件

　(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

　(2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第３号（現行：共第３号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第２種共同漁業 | 桝網漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉佐野市りんくう往来南地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第２号、ア及びイの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

　　　基点第２号　　護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位４３度、

７０メートルの点

北緯３４度２４分１３．０秒　東経１３５度１７分２４．０秒

　　　ア　　　　　　基点第２号から真方位３２０度、３００メートルの点

北緯３４度２４分２０．５秒　東経１３５度１７分１６．４秒

　　　イ　　　　　　基点第２号から真方位２１度、８５０メートルの点

北緯３４度２４分３８．７秒　東経１３５度１７分３５．９秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、西本町、笠松、松原、羽倉崎、旭町、栄町、若宮町、大西、上町、高松北、高松東、高松南、高松西、市場東、市場南及び市場西

５　制限又は条件

　(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

　(2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第４号（現行：共第４号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業 | わかめ漁業 | ２月１日から６月３０日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉佐野市りんくう往来南地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第２号、ア及びイの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

　　　基点第２号　　護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位４３度、

７０メートルの点

北緯３４度２４分１３．０秒　東経１３５度１７分２４．０秒

　　　ア　　　　　　基点第２号から真方位３２０度、１４０メートルの点

北緯３４度２４分１６．５秒　東経１３５度１７分２０．４秒

　　　イ　　　　　　基点第２号から真方位２９度３０分、５８８メートルの点

北緯３４度２４分２９．６秒　東経１３５度１７分３５．３秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、西本町、笠松、松原、羽倉崎、旭町、栄町、若宮町、大西、上町、高松北、高松東、高松南、高松西、市場東、市場南及び市場西

５　制限又は条件

　　国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第５号（現行：共第５号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業 | たこ漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡田尻町地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第２号、ア、イ及び基点第３号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸　　　線とによって囲まれた区域。ただし、田尻漁港防波堤内を除く。

　　　基点第２号　　護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位４３度、

７０メートルの点

北緯３４度２４分１３．０秒　東経１３５度１７分２４．０秒

　　　基点第３号　　護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位４３度、４７メートルの点

北緯３４度２３分４３．２秒　東経１３５度１６分５０．５秒

　　　ア　　　　　　基点第２号から真方位３２０度、８５４メートルの点

北緯３４度２４分３４．２秒　東経１３５度１７分０２．５秒

　　　イ　　　　　　基点第３号から真方位３２０度、１，０２０メートルの点

北緯３４度２４分０８．５秒　東経１３５度１６分２４．８秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡田尻町

５　制限又は条件

　　国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第６号（現行：共第６号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第２種共同漁業 | 桝網漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡田尻町地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第２号、ア、イ及び基点第３号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸　　　線とによって囲まれた区域。ただし、田尻漁港防波堤内を除く。

　　　基点第２号　　護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位４３度、

７０メートルの点

北緯３４度２４分１３．０秒　東経１３５度１７分２４．０秒

　　　基点第３号　　護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位４３度、４７メートルの点

北緯３４度２３分４３．２秒　東経１３５度１６分５０．５秒

　　　ア　　　　　　基点第２号から真方位３２０度、２５４メートルの点

北緯３４度２４分１９．３秒　東経１３５度１７分１７．６秒

　　　イ　　　　　　基点第３号から真方位３２０度、４２０メートルの点

北緯３４度２３分５３．６秒　東経１３５度１６分３９．９秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡田尻町

５　制限又は条件

　(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

　(2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第７号（現行：共第７号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業 | なまこ漁業  てんぐさ漁業  わかめ漁業  さざえ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  ２月１日から６月３０日まで  １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡田尻町地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第２号、ア、イ及び基点第３号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸　　　線とによって囲まれた区域。ただし、田尻漁港防波堤内を除く。

　　　基点第２号　　護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位４３度、

７０メートルの点

北緯３４度２４分１３．０秒　東経１３５度１７分２４．０秒

　　　基点第３号　　護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位４３度、４７メートルの点

北緯３４度２３分４３．２秒　東経１３５度１６分５０．５秒

　　　ア　　　　　　基点第２号から真方位３２０度、１４０メートルの点

北緯３４度２４分１６．５秒　東経１３５度１７分２０．４秒

　　　イ　　　　　　基点第３号から真方位３２０度、１４０メートルの点

北緯３４度２３分４６．６秒　東経１３５度１６分４６．９秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡田尻町

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第８号（現行：共第８号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡田尻町地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のアを中心とし、１５０メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

　　　基点第２号　　護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位４３度、

７０メートルの点

北緯３４度２４分１３．０秒　東経１３５度１７分２４．０秒

　　　ア　　　　　　基点第２号から真方位３０２度３０分、５３３メートルの点

北緯３４度２４分２２．３秒　東経１３５度１７分０６．４秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡田尻町

５　制限又は条件

　　国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第９号（現行：共第９号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業  第１種共同漁業 | たこ漁業  なまこ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南市りんくう南浜地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第３号、ア、イ及び基点第５号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸　　　線とによって囲まれた区域。ただし、岡田漁港防波堤内を除く。

　　　基点第３号　　護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位４３度、４７メートルの点

北緯３４度２３分４３．２秒　東経１３５度１６分５０．５秒

　　　基点第５号　　樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位４３　　　　　　　　　　度、４３２メートルの点

北緯３４度２２分５６．９秒　東経１３５度１５分５８．４秒

　　　ア　　　　　　基点第３号から真方位３２０度、１,０２０メートルの点

北緯３４度２４分０８．５秒　東経１３５度１６分２４．８秒

　　　イ　　　　　　基点第５号から真方位３２０度、６８３メートルの点

北緯３４度２３分１３．９秒　東経１３５度１５分４１．２秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南市岡田

５　制限又は条件

　　国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第１０号（現行：共第１０号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業 | あさり漁業  えむし漁業  わかめ漁業  さざえ漁業  あわび漁業 | １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  ２月１日から６月３０日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南市りんくう南浜地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第３号、ア、イ及び基点第５号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸　　　線とによって囲まれた区域。ただし、岡田漁港防波堤内を除く。

　　　基点第３号　　護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位４３度、４７メートルの点

北緯３４度２３分４３．２秒　東経１３５度１６分５０．５秒

　　　基点第５号　　樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位４３　　　　　　　　　　度、４３２メートルの点

北緯３４度２２分５６．９秒　東経１３５度１５分５８．４秒

　　　ア　　　　　　基点第３号から真方位３２０度、２２０メートルの点

北緯３４度２３分４８．６秒　東経１３５度１６分４４．９秒

　　　イ　　　　　　基点第５号から真方位３２０度、８３メートルの点

北緯３４度２２分５９．０秒　東経１３５度１５分５６．３秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南市岡田

５　制限又は条件

　　国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第１１号（現行：共第１１号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第２種共同漁業 | 桝網漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南市りんくう南浜地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第３号、ア、イ及び基点第５号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸　　　線とによって囲まれた区域。ただし、岡田漁港防波堤内を除く。

　　　基点第３号　　護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位４３度、４７メートルの点

北緯３４度２３分４３．２秒　東経１３５度１６分５０．５秒

　　　基点第５号　　樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位４３　　　　　　　　　　度、４３２メートルの点

北緯３４度２２分５６．９秒　東経１３５度１５分５８．４秒

　　　ア　　　　　　基点第３号から真方位３２０度、３００メートルの点

北緯３４度２３分５０．６秒　東経１３５度１６分４２．９秒

　　　イ　　　　　　基点第５号から真方位３２０度、３００メートルの点

北緯３４度２３分０４．４秒　東経１３５度１５分５０．８秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南市岡田

５　制限又は条件

　(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

　(2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第１２号（現行：共第１２号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南市りんくう南浜地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のアを中心とし、１００メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

　　　基点第５号　　樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位４３　　　　　　　　　　度、４３２メートルの点

北緯３４度２２分５６．９秒　東経１３５度１５分５８．４秒

　　　ア　　　　　　基点第５号から真方位３０４度３０分、７６５メートルの点

北緯３４度２３分１１．０秒　東経１３５度１５分３３．７秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南市岡田及び樽井

５　制限又は条件

　　国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第１３号（現行：共第１３号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業 | たこ漁業  なまこ漁業  さざえ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南市りんくう南浜地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第５号、ア、イ及び基点第６号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸　　　線とによって囲まれた区域。ただし、樽井漁港防波堤内を除く。

　　　基点第５号　　樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位４３　　　　　　　　　　度、４３２メートルの点

北緯３４度２２分５６．９秒　東経１３５度１５分５８．４秒

　　　基点第６号　　泉南市と阪南市の境界

北緯３４度２２分３１．７秒　東経１３５度１５分０２．０秒

　　　ア　　　　　　基点第５号から真方位３２０度、６８３メートルの点

北緯３４度２３分１３．９秒　東経１３５度１５分４１．２秒

　　　イ　　　　　　基点第６号から真方位３２０度、１，０００メートルの点

北緯３４度２２分５６．５秒　東経１３５度１４分３６．８秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南市樽井

５　制限又は条件

　　国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第１４号（現行：共第１４号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業 | あさり漁業  えむし漁業  わかめ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  ２月１日から６月３０日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南市りんくう南浜地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第５号、ア、イ及び基点第６号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸　　　線とによって囲まれた区域。ただし、樽井漁港防波堤内を除く。

　　　基点第５号　　樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位４３　　　　　　　　　　度、４３２メートルの点

北緯３４度２２分５６．９秒　東経１３５度１５分５８．４秒

　　　基点第６号　　泉南市と阪南市の境界

北緯３４度２２分３１．７秒　東経１３５度１５分０２．０秒

　　　ア　　　　　　基点第５号から真方位３２０度、８３メートルの点

北緯３４度２２分５９．０秒　東経１３５度１５分５６．３秒

　　　イ　　　　　　基点第６号から真方位３２０度、５００メートルの点

北緯３４度２２分４４．１秒　東経１３５度１４分４９．４秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南市樽井

５　制限又は条件

　　国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第１５号（現行：共第１５号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第２種共同漁業 | 桝網漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南市りんくう南浜地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

　　　基点第６号　　泉南市と阪南市の境界

北緯３４度２２分３１．７秒　東経１３５度１５分０２．０秒

　　　ア　　　　　　基点第６号から真方位３８度、２１８メートルの点

北緯３４度２２分３７．２秒　東経１３５度１５分０７．２秒

　　　イ　　　　　　基点第６号から真方位４２度４５分、９００メートルの点

北緯３４度２２分５３．１秒　東経１３５度１５分２５．９秒

　　　ウ　　　　　　基点第６号から真方位２４度、９６０メートルの点

北緯３４度２３分００．１秒　東経１３５度１５分１７．３秒

　　　エ　　　　　　基点第６号から真方位７度、５４０メートルの点

北緯３４度２２分４９．１秒　東経１３５度１５分０４．６秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南市樽井

５　制限又は条件

　(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

　(2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第１６号（現行：共第１６号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業 | たこ漁業  なまこ漁業  わかめ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  ２月１日から６月３０日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　阪南市尾崎町地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第６号、ア、イ及び基点第８号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、尾崎港防波堤内を除く。

　　　基点第６号　　泉南市と阪南市の境界

北緯３４度２２分３１．７秒　東経１３５度１５分０２．０秒

　　　基点第８号　　阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）

北緯３４度２１分３５．７秒　東経１３５度１４分０３．５秒

　　　ア　　　　　　基点第６号から真方位３２０度、１，０００メートルの点

北緯３４度２２分５６．５秒　東経１３５度１４分３６．８秒

　　　イ　　　　　　基点第８号から真方位３２０度、１，０００メートルの点

北緯３４度２２分００．５秒　東経１３５度１３分３８．４秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　阪南市尾崎町

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第１７号（現行：共第１７号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業 | あさり漁業  えむし漁業  おごのり漁業  てんぐさ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  ６月１日から１０月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　阪南市尾崎町地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第６号、ア、イ及び基点第８号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、尾崎港防波堤内を除く。

　　　基点第６号　　泉南市と阪南市の境界

北緯３４度２２分３１．７秒　東経１３５度１５分０２．０秒

　　　基点第８号　　阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）

北緯３４度２１分３５．７秒　東経１３５度１４分０３．５秒

　　　ア　　　　　　基点第６号から真方位３２０度、５００メートルの点

北緯３４度２２分４４．１秒　東経１３５度１４分４９．４秒

　　　イ　　　　　　基点第８号から真方位３２０度、２００メートルの点

北緯３４度２１分４０．７秒　東経１３５度１３分５８．５秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　阪南市尾崎町

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第１８号（現行：共第１８号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第２種共同漁業 | 桝網漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　阪南市尾崎町地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第６号、ア、イ及び基点第８号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、尾崎港防波堤内を除く。

　　　基点第６号　　泉南市と阪南市の境界

北緯３４度２２分３１．７秒　東経１３５度１５分０２．０秒

　　　基点第８号　　阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）

北緯３４度２１分３５．７秒　東経１３５度１４分０３．５秒

　　　ア　　　　　　基点第６号から真方位３２０度、５００メートルの点

北緯３４度２２分４４．１秒　東経１３５度１４分４９．４秒

　　　イ　　　　　　基点第８号から真方位３２０度、５００メートルの点

北緯３４度２１分４８．１秒　東経１３５度１３分５１．０秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　阪南市尾崎町

５　制限又は条件

　(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

　(2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第１９号（現行：共第１９号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　阪南市尾崎町地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のアを中心とし、１００メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

　　　基点第７号　　尾崎港南防波堤基部中心点

北緯３４度２２分０１．３秒　東経１３５度１４分２９．１秒

　　　ア　　　　　　基点第７号から真方位２９２度、９３２メートルの点

北緯３４度２２分１２．７秒　東経１３５度１３分５５．３秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　阪南市尾崎町

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第２０号（現行：共第２０号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業 | たこ漁業  わかめ漁業  あさり漁業  なまこ漁業  さざえ漁業  あわび漁業 | １月１日から１２月３１日まで  ２月１日から６月３０日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　阪南市新町及び鳥取地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第８号、ア、イ及び基点第１０号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、西鳥取漁港防波堤内を除く。

　　　基点第８号　　阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）

北緯３４度２１分３５．７秒　東経１３５度１４分０３．５秒

　　　基点第１０号　阪南市鳥取と貝掛の境界

北緯３４度２０分５７．６秒　東経１３５度１３分３１．９秒

　　　ア　　　　　　基点第８号から真方位３２０度、１，０００メートルの点

北緯３４度２２分００．５秒　東経１３５度１３分３８．４秒

　　　イ　　　　　　基点第１０号から真方位３２０度、１，０００メートルの点

北緯３４度２１分２２．５秒　東経１３５度１３分０６．７秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　阪南市新町及び鳥取

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで

１　公示番号　　　共第２１号（現行：共第２１号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第２種共同漁業 | 桝網漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　阪南市新町及び鳥取地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第８号、ア、イ及び基点第１０号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、西鳥取漁港防波堤内を除く。

　　　基点第８号　　阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）

北緯３４度２１分３５．７秒　東経１３５度１４分０３．５秒

　　　基点第１０号　阪南市鳥取と貝掛の境界

北緯３４度２０分５７．６秒　東経１３５度１３分３１．９秒

　　　ア　　　　　　基点第８号から真方位３２０度、５００メートルの点

北緯３４度２１分４８．１秒　東経１３５度１３分５１．０秒

　　　イ　　　　　　基点第１０号から真方位３２０度、８００メートルの点

北緯３４度２１分１７．５秒　東経１３５度１３分１１．８秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　阪南市新町及び鳥取

５　制限又は条件

　(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

　(2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第２２号（現行：共第２２号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　阪南市鳥取地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のアを中心とし、１００メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

基点第９号　　西鳥取漁港北防波堤基部中心点から真方位２２２度、１３０メートルの点

北緯３４度２１分１７．３秒　東経１３５度１３分４９．３秒

　　　ア　　　　　　基点第９号から真方位３１４度３０分、１，２６０メートルの点

北緯３４度２１分４６．０秒　東経１３５度１３分１４．１秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　阪南市新町及び鳥取

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第２３号（現行：共第２３号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業 | たこ漁業  なまこ漁業  わかめ漁業  さざえ漁業  あわび漁業  いせえび漁業  あさり漁業  うに漁業 | １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  ２月１日から６月３０日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　阪南市貝掛、箱作及び箱の浦地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第１０号、ア、イ及び基点第１３号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、下荘漁港防波堤内並びにウ、エ、オ及び基点第１３号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

　　　基点第１０号　　阪南市鳥取と貝掛の境界

北緯３４度２０分５７．６秒　東経１３５度１３分３１．９秒

　　　基点第１２号　　下荘漁港西防波堤基部中心点

北緯３４度２０分３１．９秒　東経１３５度１２分２４．７秒

　　　基点第１３号　　阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位３４５度、１２６メートルの点

北緯３４度２０分１４．９秒　東経１３５度１１分３６．８秒

　　　ア　　　　　　　基点第１０号から真方位３２０度、１，０００メートルの点

北緯３４度２１分２２．５秒　東経１３５度１３分０６．７秒

　　　イ　　　　　　　基点第１３号から真方位３４５度、８７４メートルの点

北緯３４度２０分４２．３秒　東経１３５度１１分２７．９秒

　　　ウ　　　　　　　基点第１２号から真方位２４６度３０分、２５８メートルの点

北緯３４度２０分２８．６秒　東経１３５度１２分１５．４秒

　　　エ　　　　　　　ウから真方位３３０度、２７５メートルの点

北緯３４度２０分３６．３秒　東経１３５度１２分１０．０秒

　　　オ　　　　　　　基点第１３号から真方位３４５度、１７４メートルの点

北緯３４度２０分２０．４秒　東経１３５度１１分３５．０秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第２４号（現行：共第２４号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第２種共同漁業 | 桝網漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　阪南市貝掛、箱作及び箱の浦地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第１０号、ア、イ及び基点第１３号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、下荘漁港防波堤内並びにウ、エ、オ及び基点第１３号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

　　　基点第１０号　　阪南市鳥取と貝掛の境界

北緯３４度２０分５７．６秒　東経１３５度１３分３１．９秒

　　　基点第１２号　　下荘漁港西防波堤基部中心点

北緯３４度２０分３４．４秒　東経１３５度１２分２４．９秒

　　　基点第１３号　　阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位３４５度、１２６メートルの点

北緯３４度２０分１４．９秒　東経１３５度１１分３６．８秒

　　　ア　　　　　　　基点第１０号から真方位３２０度、８００メートルの点

北緯３４度２１分１７．５秒　東経１３５度１３分１１．８秒

　　　イ　　　　　　　基点第１３号から真方位３４５度、６７４メートルの点

北緯３４度２０分３６．０秒　東経１３５度１１分３０．０秒

　　　ウ　　　　　　　基点第１２号から真方位２４６度３０分、２５８メートルの点

北緯３４度２０分２８．６秒　東経１３５度１２分１５．４秒

　　　エ　　　　　　　ウから真方位３３０度、２７５メートルの点

北緯３４度２０分３６．３秒　東経１３５度１２分１０．０秒

　　　オ　　　　　　　基点第１３号から真方位３４５度、１７４メートルの点

北緯３４度２０分２０．４秒　東経１３５度１１分３５．０秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

５　制限又は条件

　(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

　(2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで

１　公示番号　　　共第２５号（現行：共第２５号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　阪南市箱作地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のアを中心とし、２００メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

　　　基点第１１号　　下荘漁港東防波堤基部中心点

北緯３４度２０分３４．４秒　東経１３５度１２分２４．９秒

　　　ア　　　　　　　基点第１１号から真方位３４５度３０分、７１０メートルの点

北緯３４度２０分５６．７秒　東経１３５度１２分１７．９秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第２６号（現行：共第２６号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業 | たこ漁業  なまこ漁業  わかめ漁業 | １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  ２月１日から６月３０日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町淡輪地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第１３号、ア、イ、ウ、エ及び基点第１６号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、淡輪漁港防波堤内並びに基点第１４号及びオの各点を結んだ線、基点第１４号を中心として１，０００メートルの半径で描いたオ及びカを結ぶ円弧、次のカ、キ及び基点第１３号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。

　　　基点第１３号　　阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位３４５度、１２６メートルの点

北緯３４度２０分１４．９秒　東経１３５度１１分３６．８秒

　　　基点第１４号　　淡輪港西防波堤基部中心点

北緯３４度２０分１５．４秒　東経１３５度１０分３４．８秒

　　　基点第１５号　　泉南郡岬町淡輪番川川尻左岸導流堤基部中心点

北緯３４度２０分０５．１秒　東経１３５度１０分０５．７秒

　　　基点第１６号　　泉南郡岬町淡輪と深日の境界

北緯３４度１９分５４．４秒　東経１３５度０９分２３．６秒

　　　ア　　　　　　　基点第１３号から真方位３４５度、８７４メートルの点

北緯３４度２０分４２．３秒　東経１３５度１１分２７．９秒

　　　イ　　　　　　　基点第１４号から真方位０度、１，３００メートルの点

北緯３４度２０分５７．６秒　東経１３５度１０分３４．８秒

　　　ウ　　　　　　　基点第１５号から真方位３５０度、１，３００メートルの点

北緯３４度２０分４６．６秒　東経１３５度０９分５６．９秒

　　　エ　　　　　　　基点第１６号から真方位３３２度３０分、１，０００メートルの　　　　　　　　　　　点

北緯３４度２０分２３．２秒　東経１３５度０９分０５．５秒

　　　オ　　　　　　　基点第１４号から真方位４７度、１，０００メートルの点

北緯３４度２０分３７．５秒　東経１３５度１１分０３．４秒

　　　カ　　　　　　　基点第１４号から真方位９０度、１，０００メートルの点

北緯３４度２０分１５．４秒　東経１３５度１１分１３．９秒

　　　キ　　　　　　　基点第１３号から真方位３４５度、１７４メートルの点

北緯３４度２０分２０．４秒　東経１３５度１１分３５．０秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡岬町淡輪

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第２７号（現行：共第２７号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業 | あわび漁業  さざえ漁業  あさり漁業  うに漁業  かき漁業 | １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町淡輪地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第１３号、ア、イ、ウ、エ及び基点第１６号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、淡輪漁港防波堤内並びに基点第１４号及びオの各点を結んだ線、基点第１４号を中心として１，０００メートルの半径で描いたオ及びクを結ぶ円弧、次のク、ア及び基点第１３号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

　　　基点第１３号　　阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位３４５度、１２６メートルの点

北緯３４度２０分１４．９秒　東経１３５度１１分３６．８秒

　　　基点第１４号　　淡輪港西防波堤基部中心点

北緯３４度２０分１５．４秒　東経１３５度１０分３４．８秒

　　　基点第１５号　　泉南郡岬町淡輪番川川尻左岸導流堤基部中心点

北緯３４度２０分０５．１秒　東経１３５度１０分０５．７秒

　　　基点第１６号　　泉南郡岬町淡輪と深日の境界

北緯３４度１９分５４．４秒　東経１３５度０９分２３．６秒

　　　ア　　　　　　　基点第１３号から真方位３４５度、１７４メートルの点

北緯３４度２０分２０．４秒　東経１３５度１１分３５．０秒

　　　イ　　　　　　　基点第１４号から真方位０度、８００メートルの点

北緯３４度２０分４１．３秒　東経１３５度１０分３４．８秒

　　　ウ　　　　　　　基点第１５号から真方位３５０度、８００メートルの点

北緯３４度２０分３０．７秒　東経１３５度１０分００．３秒

　　　エ　　　　　　　基点第１６号から真方位３３２度３０分、３００メートルの点

北緯３４度２０分０３．０秒　東経１３５度０９分１８．１秒

　　　オ　　　　　　　基点第１４号から真方位４７度、１，０００メートルの点

北緯３４度２０分３７．５秒　東経１３５度１１分０３．４秒

　　　カ　　　　　　　ア及びイを結んだ線と基点第１４号を中心とし、１，０００メートルの半径で描いたオ、クを結ぶ円弧の交点

北緯３４度２０分２９．０秒　東経１３５度１１分１０．３秒

　　　キ　　　　　　　ア及びイを結んだ線と基点第１４号及びオを結んだ線との交点

北緯３４度２０分３３．３秒　東経１３５度１０分５７．９秒

　　　ク　　　　　　　基点第１４号から真方位９０度、１,０００メートルの点

北緯３４度２０分１５．４秒　東経１３５度１１分１３．９秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡岬町淡輪

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第２８号（現行：共第２８号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第２種共同漁業 | 桝網漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町淡輪地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第１３号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第１６号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、淡輪港西防波堤外側３０メートル以内の区域、淡輪漁港防波堤内及び防波堤の外側３０メートル以内の区域並びに基点第１４号及びキの各点を結ぶ線、基点第１４号を中心として１，０００メートルの半径で描いたキ及びクを結ぶ円弧、次のク、ケ及び基点第１３号の各点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

　　　基点第１３号　　阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位３４５度、１２６メートルの点

北緯３４度２０分１４．９秒　東経１３５度１１分３６．８秒

　　　基点第１４号　　淡輪港西防波堤基部中心点

北緯３４度２０分１５．４秒　東経１３５度１０分３４．８秒

　　　基点第１５号　　泉南郡岬町淡輪番川川尻左岸導流堤基部中心点

北緯３４度２０分０５．１秒　東経１３５度１０分０５．７秒

　　　基点第１６号　　泉南郡岬町淡輪と深日の境界

北緯３４度１９分５４．４秒　東経１３５度０９分２３．６秒

　　　ア　　　　　　　基点第１３号から真方位３４５度、８７４メートルの点

北緯３４度２０分４２．３秒　東経１３５度１１分２７．９秒

　　　イ　　　　　　　基点第１４号から真方位０度、１,３００メートルの点

北緯３４度２０分５７．６秒　東経１３５度１０分３４．８秒

　　　ウ　　　　　　　基点第１４号から真方位０度、２５０メートルの点

北緯３４度２０分２３．５秒　東経１３５度１０分３４．８秒

　　　エ　　　　　　　基点第１５号から真方位３５０度、２５０メートルの点

北緯３４度２０分１３．１秒　東経１３５度１０分０４．０秒

　　　オ　　　　　　　基点第１５号から真方位３５０度、８００メートルの点

北緯３４度２０分３０．７秒　東経１３５度１０分００．３秒

カ　　　　　　　基点第１６号から真方位３３２度３０分、５００メートルの点

北緯３４度２０分０８．８秒　東経１３５度０９分１４．５秒

　　　キ　　　　　　　基点第１４号から真方位４７度、１，０００メートルの点

北緯３４度２０分３７．５秒　東経１３５度１１分０３．４秒

　　　ク　　　　　　　基点第１４号から真方位９０度、１，０００メートルの点

北緯３４度２０分１５．４秒　東経１３５度１１分１３．９秒

　　　ケ　　　　　　　基点第１３号から真方位３４５度、１７４メートルの点

北緯３４度２０分２０．４秒　東経１３５度１１分３５．０秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡岬町淡輪

５　制限又は条件

　(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

　(2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第２９号（現行：共第２９号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町淡輪地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のアを中心とし、１００メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

　　　基点第１４号　　淡輪港西防波堤基部中心点

北緯３４度２０分１５．４秒　東経１３５度１０分３４．８秒

　　　ア　　　　　　　基点第１４号から真方位７３度２０分、１，３８０メートルの点

北緯３４度２０分２８．２秒　東経１３５度１１分２６．５秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡岬町淡輪

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第３０号（現行：共第３０号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町淡輪地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のアを中心とし、１００メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

　　　基点第１４号　　淡輪港西防波堤基部中心点

北緯３４度２０分１５．４秒　東経１３５度１０分３４．８秒

　　　ア　　　　　　　基点第１４号から真方位４０度、９３５メートルの点

北緯３４度２０分３８．６秒　東経１３５度１０分５８．３秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡岬町淡輪

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第３１号（現行：共第３１号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町淡輪地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のア、イ、エ及びウの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

　　　基点第１４号　　淡輪港西防波堤基部中心点

北緯３４度２０分１５．４秒　東経１３５度１０分３４．８秒

　　　基点第１５号　　泉南郡岬町淡輪番川川尻左岸導流堤基部中心点

北緯３４度２０分０５．１秒　東経１３５度１０分０５．７秒

　　　ア　　　　　　　基点第１４号から真方位３４３度４０分、４５７メートルの点

北緯３４度２０分２９．６秒　東経１３５度１０分２９．８秒

　　　イ　　　　　　　基点第１４号から真方位３４３度４０分、５６９メートルの点

北緯３４度２０分３３．１秒　東経１３５度１０分２８．５秒

　　　ウ　　　　　　　基点第１５号から真方位３３０度２０分、３３８メートルの点

北緯３４度２０分１４．６秒　東経１３５度０９分５９．１秒

　　　エ　　　　　　　基点第１５号から真方位３３０度２０分、４３８メートルの点

北緯３４度２０分１７．５秒　東経１３５度０９分５７．２秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡岬町淡輪

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第３２号（現行：共第３２号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業 | たこ漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町深日地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第１６号、ア、ウ、イ及び基点第１９号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、深日港及び深日漁港の防波堤内並びに埋立地陸域を除く。

　　　基点第１６号　　泉南郡岬町淡輪と深日の境界

北緯３４度１９分５４．４秒　東経１３５度０９分２３．６秒

　　　基点第１９号　　深日港突堤基部中心点

北緯３４度１９分０９．５秒　東経１３５度０８分０４．６秒

　　　ア　　　　　　　基点第１６号から真方位３３２度３０分、１，０００メートルの　　　　　　　　　　　点

北緯３４度２０分２３．２秒　東経１３５度０９分０５．５秒

　　　イ　　　　　　　基点第１９号から真方位３３３度、２，０００メートルの点

北緯３４度２０分０７．３秒　東経１３５度０７分２９．１秒

　　　ウ　　　　　　　アから泉南郡岬町多奈川谷川観音崎（中瀬鼻）を見通す線とイか　　　　　　　　　　　ら泉南郡岬町深日長崎の鼻を見通す線の交点

北緯３４度１９分５９．３秒　東経１３５度０８分２１．０秒

３　免許変更予定日

　　令和５年９月１日

４　申請期間

　　未　　定

５　関係地区

　　泉南郡岬町深日

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第３３号（現行：共第３３号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業 | あわび漁業  さざえ漁業  あさり漁業  なまこ漁業  えむし漁業  わかめ漁業  いせえび漁業  うに漁業  とこぶし漁業  がんがら漁業  かき漁業  てんぐさ漁業  ひじき漁業  あかもく漁業 | １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  ２月１日から６月３０日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  ２月１日から５月３１日まで  ３月１日から５月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町深日地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第１６号、ア、ウ、イ及び基点第１９号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、深日港及び深日漁港の防波堤内を除く。

　　　基点第１６号　　泉南郡岬町淡輪と深日の境界

北緯３４度１９分５４．４秒　東経１３５度０９分２３．６秒

　　　基点第１９号　　深日港突堤基部中心点

北緯３４度１９分０９．５秒　東経１３５度０８分０４．６秒

　　　ア　　　　　　　基点第１６号から真方位３３２度３０分、３００メートルの点

北緯３４度２０分０３．０秒　東経１３５度０９分１８．１秒

　　　イ　　　　　　　基点第１９号から真方位２３度、３７１メートルの点

北緯３４度１９分２０．５秒　東経１３５度０８分１０．３秒

　　　ウ　　　　　　　基点第１９号から真方位４７度３０分、４４０メートルの点

北緯３４度１９分１９．１秒　東経１３５度０８分１７．３秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡岬町深日

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで

１　公示番号　　　共第３４号（現行：共第３４号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第２種共同漁業 | 桝網漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町深日地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

　　　基点第１６号　　泉南郡岬町淡輪と深日の境界

北緯３４度１９分５４．４秒　東経１３５度０９分２３．６秒

　　　ア　　　　　　　基点第１６号から真方位３３２度３０分、３５０メートルの点

北緯３４度２０分０４．５秒　東経１３５度０９分１７．２秒

　　　イ　　　　　　　基点第１６号から真方位３３２度３０分、７５０メートルの点

北緯３４度２０分１６．０秒　東経１３５度０９分１０．０秒

　　　ウ　　　　　　　イから真方位２５７度３０分、５００メートルの点

北緯３４度２０分１２．５秒　東経１３５度０８分５０．９秒

　　　エ　　　　　　　アから真方位２５７度３０分、５００メートルの点

北緯３４度２０分００．９秒　東経１３５度０８分５８．１秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡岬町深日

５　制限又は条件

　(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

　(2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第３５号（現行：共第３５号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町深日地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のア、イ、エ及びウの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

　　　基点第１７号　　深日漁港北防波堤基部中心点

北緯３４度１９分３１．３秒　東経１３５度０８分４７．３秒

　　　基点第１８号　　深日漁港南防波堤基部中心点

北緯３４度１９分１８．１秒　東経１３５度０８分４３．４秒

ア　　　　　　　オから真方位３１２度３０分、８８メートルの点

北緯３４度１９分３４．２秒　東経１３５度０８分４６．６秒

　　　イ　　　　　　　オから真方位３１２度３０分、１４３メートルの点

北緯３４度１９分３５．４秒　東経１３５度０８分４５．０秒

　　　ウ　　　　　　　基点第１８号から真方位３１７度２０分、４６８メートルの点

北緯３４度１９分２９．３秒　東経１３５度０８分３１．０秒

　　　エ　　　　　　　基点第１８号から真方位３１７度２０分、５１８メートルの点

北緯３４度１９分３０．５秒　東経１３５度０８分２９．７秒

　　　オ　　　　　　　基点第１７号から真方位５７度２０分、５６メートルの点

北緯３４度１９分３２．３秒　東経１３５度０８分４９．１秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡岬町深日

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第３６号（現行：共第３６号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町深日地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のアを中心とし、５０メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

　　　基点第１７号　　深日漁港北防波堤基部中心点

北緯３４度１９分３１．３秒　東経１３５度０８分４７．３秒

　　　ア　　　　　　　オから真方位３１２度３０分、２２０メートルの点

北緯３４度１９分３７．１秒　東経１３５度０８分４２．８秒

　　　オ　　　　　　　基点１７号から真方位５７度２０分、５６メートルの点

北緯３４度１９分３２．３秒　東経１３５度０８分４９．１秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡岬町深日

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第３７号（現行：共第３７号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業 | たこ漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町多奈川谷川地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第１９号、ア、イ及び基点第２３号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時　　　海岸線とによって囲まれた区域。ただし、谷川港防波堤内及び埋立地陸域を除く。

　　　基点第１９号　　深日港突堤基部中心点

北緯３４度１９分０９．５秒　東経１３５度０８分０４．６秒

　　　基点第２３号　　泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

北緯３４度１９分１３．１秒　東経１３５度０６分１５．５秒

　　　ア　　　　　　　基点第１９号から真方位３３３度、２，０００メートルの点

北緯３４度２０分０７．３秒　東経１３５度０７分２９．１秒

　　　イ　　　　　　　基点第２３号から真方位３５０度、１，０００メートルの点

北緯３４度１９分４５．１秒　東経１３５度０６分０８．７秒

３　免許変更予定日

　　令和５年９月１日

４　申請期間

　　未　　定

５　関係地区

　　泉南郡岬町多奈川谷川

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第３８号（現行：共第３８号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業 | あわび漁業  さざえ漁業  かき漁業  なまこ漁業  うに漁業  えむし漁業  わかめ漁業  てんぐさ漁業  ひじき漁業  あかもく漁業  とこぶし漁業  がんがら漁業  あさり漁業  いせえび漁業 | １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  ２月１日から６月３０日まで  １月１日から１２月３１日まで  ２月１日から６月３０日まで  ２月１日から６月３０日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町多奈川谷川地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第１９号、ア、イ及び基点第２３号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時　　　海岸線とによって囲まれた区域。ただし、谷川港防波堤内及び埋立地陸域を除く。

　　　基点第１９号　　深日港突堤基部中心点

北緯３４度１９分０９．５秒　東経１３５度０８分０４．６秒

　　　基点第２３号　　泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

北緯３４度１９分１３．１秒　東経１３５度０６分１５．５秒

　　　ア　　　　　　　基点第１９号から真方位３３３度、１，５００メートルの点

北緯３４度１９分５２．８秒　東経１３５度０７分３８．０秒

　　　イ　　　　　　　基点第２３号から真方位３５０度、３００メートルの点

北緯３４度１９分２２．７秒　東経１３５度０６分１３．４秒

３　免許変更予定日

　　令和５年９月１日

４　申請期間

　　未　　定

５　関係地区

　　泉南郡岬町多奈川谷川

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第３９号（現行：共第３９号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第２種共同漁業 | 桝網漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町多奈川谷川地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第１９号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに　　　よって囲まれた区域

　　　基点第１９号　　深日港突堤基部中心点

北緯３４度１９分０９．５秒　東経１３５度０８分０４．６秒

　　　基点第２０号　　泉南郡岬町多奈川谷川観音崎（中瀬鼻）

北緯３４度１９分３１．３秒　東経１３５度０７分２８．９秒

　　　ア　　　　　　　基点第２０号から真方位９度０２分、８６３メートルの点

北緯３４度１９分５９．０秒　東経１３５度０７分３４．２秒

　　　イ　　　　　　　基点第２０号から真方位３０７度３７分、６９８メートルの点

北緯３４度１９分４５．２秒　東経１３５度０７分０７．３秒

　　　ウ　　　　　　　基点第２０号から真方位２４１度３０分、１８０メートルの点

北緯３４度１９分２８．６秒　東経１３５度０７分２２．７秒

３　免許変更予定日

　　令和５年９月１日

４　申請期間

　　未　　定

５　関係地区

　　泉南郡岬町多奈川谷川

６　制限又は条件

　　漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

７　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第４０号（現行：共第４０号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第２種共同漁業 | 桝網漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町多奈川谷川地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第２１号、ア、イ及び基点第２３号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

　　　基点第２１号　　深日港（谷川地区）西防波堤基部中心点

北緯３４度１９分２２．６秒　東経１３５度０７分１３．４秒

　　　基点第２３号　　泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

北緯３４度１９分１３．１秒　東経１３５度０６分１５．５秒

　　　ア　　　　　　　基点第２１号から真方位３２７度３０分、３００メートルの点

北緯３４度１９分３０．８秒　東経１３５度０７分０７．１秒

　　　イ　　　　　　　基点第２３号から真方位３５０度、３００メートルの点

北緯３４度１９分２２．７秒　東経１３５度０６分１３．４秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡岬町多奈川谷川

５　制限又は条件

　(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

　(2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第４１号（現行：共第４１号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町多奈川谷川地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のアを中心とし、５０メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

　　　基点第２１号　　深日港（谷川地区）西防波堤基部中心点

北緯３４度１９分２２．６秒　東経１３５度０７分１３．４秒

　　　ア　　　　　　　基点第２１号から真方位１度１５分、３３１メートルの点

北緯３４度１９分３３．４秒　東経１３５度０７分１３．７秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡岬町多奈川谷川

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第４２号（現行：共第４２号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町多奈川谷川地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のアを中心とし、５０メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

　　　基点第２１号　　深日港（谷川地区）西防波堤基部中心点

北緯３４度１９分２２．６秒　東経１３５度０７分１３．４秒

　　　ア　　　　　　　基点第２１号から真方位３４８度２０分、６６４メートルの点

北緯３４度１９分４３．７秒　東経１３５度０７分０８．２秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡岬町多奈川谷川

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第４３号（現行：共第４３号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町多奈川谷川地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のアを中心とし、５０メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

　　　基点第２１号　　深日港（谷川地区）西防波堤基部中心点

北緯３４度１９分２２．６秒　東経１３５度０７分１３．４秒

　　　ア　　　　　　　基点第２１号から真方位３４０度４０分、９２８メートルの点

北緯３４度１９分５１．０秒　東経１３５度０７分０１．４秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡岬町多奈川谷川

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第４４号（現行：共第４４号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町多奈川谷川地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のアを中心とし、５０メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

　　　基点第２１号　　深日港（谷川地区）西防波堤基部中心点

北緯３４度１９分２２．６秒　東経１３５度０７分１３．４秒

　　　ア　　　　　　　基点第２１号から真方位３３８度３０分、１，１３３メートルの　　　　　　　　　　　点

北緯３４度１９分５６．８秒　東経１３５度０６分５７．２秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡岬町多奈川谷川

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第４５号（現行：共第４５号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町多奈川谷川地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のアを中心とし、５０メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

　　　基点第２１号　　深日港（谷川地区）西防波堤基部中心点

北緯３４度１９分２２．６秒　東経１３５度０７分１３．４秒

　　　ア　　　　　　　基点第２１号から真方位２９０度１０分、６１２メートルの点

北緯３４度１９分２９．５秒　東経１３５度０６分５１．０秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡岬町多奈川谷川

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第４６号（現行：共第４６号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業 | たこ漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町多奈川小島地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第２３号、ア、イ及び基点第２７号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、区画漁業権第１号の区域及び小島漁港防波堤内を除く。

　　　基点第２３号　泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

北緯３４度１９分１３．１秒　東経１３５度０６分１５．５秒

　　　基点第２７号　大阪府と和歌山県の境界

北緯３４度１８分４１．８秒　東経１３５度０５分３５．９秒

　　　ア　　　　　　基点第２３号から真方位３５０度、１，０００メートルの点

北緯３４度１９分４５．１秒　東経１３５度０６分０８．７秒

　　　イ　　　　　　基点第２７号から兵庫県淡路市碁石山頂見通し線上２，０００メートルの点

北緯３４度１９分１８．６秒　東経１３５度０４分３１．４秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡岬町多奈川小島

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第４７号（現行：共第４７号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業  第１種共同漁業 | あわび漁業  さざえ漁業  なまこ漁業  てんぐさ漁業  わかめ漁業  とこぶし漁業  うに漁業  ひじき漁業 | １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  ２月１日から６月３０日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  ２月１日から５月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町多奈川小島地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第２３号、ア、イ、ウ及び基点第２７号の各点を順次に結んだ線と最大高　　　潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、区画漁業権第１号の区域及び小島漁　　　港防波堤内を除く。

　　　基点第２３号　泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

北緯３４度１９分１３．１秒　東経１３５度０６分１５．５秒

　　　基点第２４号　泉南郡岬町多奈川小島小池崎鼻

北緯３４度１９分１１．３秒　東経１３５度０６分０７．４秒

　　　基点第２７号　大阪府と和歌山県の境界

北緯３４度１８分４１．８秒　東経１３５度０５分３５．９秒

　　　ア　　　　　　基点第２３号から真方位３５０度、３００メートルの点

北緯３４度１９分２２．７秒　東経１３５度０６分１３．４秒

　　　イ　　　　　　基点第２４号から真方位３２０度、３００メートルの点

北緯３４度１９分１８．７秒　東経１３５度０５分５９．９秒

　　　ウ　　　　　　基点第２７号から兵庫県淡路市碁石山頂見通し線上５００　　　　　　　　　　　　　　メートルの点

北緯３４度１８分５１．０秒　東経１３５度０５分１９．８秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡岬町多奈川小島

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第４８号（現行：共第４８号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町多奈川小島地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のアを中心とし、１００メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

　　　基点第２５号　泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ６３メートルの点

北緯３４度１８分５３．８秒　東経１３５度０５分４２．０秒

　　　ア　　　　　　基点第２５号から真方位３４度４０分、８９６メートルの点

北緯３４度１９分１７．８秒　東経１３５度０６分０２．０秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡岬町多奈川小島

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第４９号（現行：共第４９号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町多奈川小島地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のアを中心とし、５０メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

　　　基点第２５号　泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ６３メートルの点

北緯３４度１８分５３．８秒　東経１３５度０５分４２．０秒

　　　ア　　　　　　基点第２５号から真方位２４度２０分、５６５メートルの点

北緯３４度１９分１０．５秒　東経１３５度０５分５１．１秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡岬町多奈川小島

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第５０号（現行：共第５０号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町多奈川小島地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のアを中心とし、１００メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

　　　基点第２５号　泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ６３メートルの点

北緯３４度１８分５３．８秒　東経１３５度０５分４２．０秒

　　　ア　　　　　　基点第２５号から真方位３５３度３０分、６５９メートルの点

北緯３４度１９分１５．１秒　東経１３５度０５分３９．１秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡岬町多奈川小島

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第５１号（現行：共第５１号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町多奈川小島地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のアを中心とし、５０メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

　　　基点第２６号　小島漁港Ｂ階段護岸基部北末端(旧北防波堤基部中心点)

北緯３４度１８分５４．２秒　東経１３５度０５分３６．１秒

　　　ア　　　　　　基点第２６号から真方位３２９度２０分、１３５メートルの点

北緯３４度１８分５７．９秒　東経１３５度０５分３３．４秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡岬町多奈川小島

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第５２号（現行：共第５２号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町多奈川小島地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のアを中心とし、５０メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

　　　基点第２６号　小島漁港Ｂ階段護岸基部北末端(旧北防波堤基部中心点)

北緯３４度１８分５４．２秒　東経１３５度０５分３６．１秒

　　　ア　　　　　　基点第２６号から真方位２８９度３０分、４５４メートルの点

北緯３４度１８分５９．１秒　東経１３５度０５分１９．３秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡岬町多奈川小島

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第５３号（現行：共第５３号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町多奈川小島地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のアを中心とし、１００メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

　　　基点第２７号　　大阪府と和歌山県の境界

北緯３４度１８分４１．８秒　東経１３５度０５分３５．９秒

　　　ア　　　　　　　基点第２７号から真方位３１５度５２分、２，０８６メートルの　　　　　　　　　　　点

北緯３４度１９分３０．４秒　東経１３５度０４分３９．１秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡岬町多奈川小島

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第５４号（現行：共第５４号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町多奈川小島地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のアを中心とし、５０メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

　　　基点第２５号　泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ６３メートルの点

北緯３４度１８分５３．８秒　東経１３５度０５分４２．０秒

　　　ア　　　　　　基点第２５号から真方位３３９度、１，０１５メートルの点

北緯３４度１９分２４．６秒　東経１３５度０５分２７．８秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡岬町多奈川小島

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第５５号（現行：共第５５号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第３種共同漁業 | つきいそ漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町多奈川小島地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のアを中心とし、１００メートルの半径で描いた円周によって囲まれた区域

　　　基点第２５号　泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ６３メートルの点

北緯３４度１８分５３．８秒　東経１３５度０５分４２．０秒

　　　ア　　　　　　基点第２５号から真方位３３５度、８５５メートルの点

北緯３４度１９分１９．０秒　東経１３５度０５分２７．９秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡岬町多奈川小島

５　制限又は条件

　 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで１　公示番号　　　共第５６号（現行：共第５６号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第２種共同漁業 | 桝網漁業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町多奈川小島地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第２３号、ア、イ及び基点第２５号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時　　　海岸線とによって囲まれた区域

　　　基点第２３号　泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

北緯３４度１９分１３．１秒　東経１３５度０６分１５．５秒

　　　基点第２４号　泉南郡岬町多奈川小島小池崎鼻

北緯３４度１９分１１．３秒　東経１３５度０６分０７．４秒

　　　基点第２５号　泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ６３メートルの点

北緯３４度１８分５３．８秒　東経１３５度０５分４２．０秒

　　　ア　　　　　　基点第２３号から真方位３５０度、３００メートルの点

北緯３４度１９分２２．７秒　東経１３５度０６分１３．４秒

　　　イ　　　　　　基点第２４号から真方位３２０度、３００メートルの点

北緯３４度１９分１８．７秒　東経１３５度０５分５９．９秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

４　関係地区

　　泉南郡岬町多奈川小島

５　制限又は条件

　(1) 国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

　(2) 漁具を敷設中は、当該漁具の見易い場所に標識及び灯火を設置しなければならない。

６　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで

**第１種・第２種区画漁業権**

１　公示番号　　　区第１号（現行：区第１号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第２種区画漁業  第２種区画漁業  第２種区画漁業  第２種区画漁業  第２種区画漁業 | はまち養殖業  たい養殖業  しまあじ養殖業  さけ・ます養殖業  ふぐ養殖業 | １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで  １２月１日から翌年３月３１日まで  １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町多奈川小島地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のアから真方位２５２度４０分の線、基点第２７号から真方位３１２度１０分の　　　線、小島漁港南防波堤及び海岸堤防によって囲まれた区域

　　　基点第２７号　大阪府と和歌山県の境界

北緯３４度１８分４１．８秒　東経１３５度０５分３５．９秒

　　　ア　　　　　　小島漁港南防波堤基部中心点から防波堤上北へ１３０メートルの点

北緯３４度１８分４９．３秒　東経１３５度０５分３５．９秒

３　免許日

　　平成３０年９月１日

５　地元地区

　　大阪府

６　制限又は条件

　　国又は地方公共団体が施行する公益事業については、漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

７　存続期間

　　平成３０年９月　１日から

令和１０年８月３１日まで

１　公示番号　　　区第２号（類似漁業権　現行：区第２３号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業 | かき養殖業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　貝塚市二色南町地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点２８号、ア、イ、ウ及び基点２９号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

　　　基点第２８号　阪南６区内水域西防波堤基部東端

北緯３４度２６分５９．８秒　東経１３５度１９分４１．８秒

　　　基点第２９号　阪南６区内水域東防波堤基部西端

　　　　　　　　　　北緯３４度２６分５４．３秒　東経１３５度１９分４９．４秒

　　　ア　　　　　　基点第２８号から真方位２１１度２５分、１９４メートルの点

　　　　　　　　　　北緯３４度２６分５４．５秒　東経１３５度１９分３７．９秒

　　　イ　　　　　　基点第２８号から真方位１７３度２５分、２８０メートルの点

　　　　　　　　　　北緯３４度２６分５０．８秒　東経１３５度１９分４３．１秒

　　　ウ　　　　　　基点第２９号から真方位２１９度７５分、１７９メートルの点

　　　　　　　　　　北緯３４度２６分４９．８秒　東経１３５度１９分４５．０秒

３　免許予定日

　　令和５年９月１日

４　申請期間

　　未　　定

５　関係地区

　　大阪市　　　　　此花区春日出北

　　堺市　　　　　　東区白鷺町、西区鳳南町、南区茶山台、南区三原台、南区桃山台

　　和泉市　　　　　箕形町

　　泉大津市　　　　条南町、助松町、菅原町、なぎさ町、東豊中町、寿町、戎町、池浦　　　　　　　　　　町、千原町

　　泉北郡忠岡町　　忠岡北、忠岡中、忠岡南、忠岡東、北出

　　岸和田市　　　　春木大小路町、春木若松町、春木泉町、春木本町、春木北浜町、春　　　　　　　　　　木南浜町、春木大国町、春木戎町、磯上町、上野町、下池田町、小　　　　　　　　　　松里町、中井町、土生町、野田町、大町、東大路町、西大路町、大　　　　　　　　　　工町、南町、紙屋町、中之浜町、西之宮町、大北町、中北町、尾生　　　　　　　　　　町、五軒屋町、門前町、南上町、岡山町

泉佐野市　　　　鶴原、上瓦町、下瓦町、湊、中庄、新町、春日町、本町、元町、野出町、笠松、旭町、高松東、高松西、日根野、南中安松

６　制限又は条件

　　養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７　存続期間

　　令和　５年９月　１日から

令和１０年８月３１日まで

８　個別漁業権又は団体漁業権の別

　　団体漁業権

１　公示番号　　　区第３号（類似漁業権　現行：区第２２号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業 | 二枚貝類養殖業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉佐野市りんくう往来南地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

　　　基点第１号　　阪南港泉佐野Ａ防波堤灯台

北緯３４度２５分２２．７秒　東経１３５度１８分３７．１秒

　　　ア　　　　　　基点第１号から真方位２３６度６０分、１，０５０メートルの点

北緯３４度２５分０３．８秒　東経１３５度１８分０２．６秒

　　　イ　　　　　　基点第１号から真方位２３１度２０分、１，０３５メートルの点

北緯３４度２５分０１．６秒　東経１３５度１８分０５．５秒

　　　ウ　　　　　　基点第１号から真方位２２９度５０分、１，２３０メートルの点

北緯３４度２４分５６．９秒　東経１３５度１８分００．１秒

　　　エ　　　　　　基点第１号から真方位２３４度２５分、１，２５０メートルの点

北緯３４度２４分５９．１秒　東経１３５度１７分５７．３秒

３　免許予定日

　　令和５年９月１日

４　申請期間

　　未　　定

５　関係地区

　　泉佐野市全域

６　制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７　存続期間

　　令和　５年９月　１日から

令和１０年８月３１日まで

８　個別漁業権又は団体漁業権の別

　　団体漁業権

１　公示番号　　　区第４号（新規漁業権　現行：区第２号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業  第１種区画漁業  第１種区画漁業 | のり養殖業  わかめ養殖業  二枚貝類養殖業 | １０月１日から翌年４月３０日まで  １１月１日から翌年５月１５日まで  １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉佐野市りんくう往来南地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

　　　基点第２号　　護岸法線上の泉佐野市と泉南郡田尻町の境界から真方位４３度、７０メートルの点

北緯３４度２４分１３．０秒　東経１３５度１７分２４．０秒

　　　ア　　　　　　基点第２号から真方位３２０度、２８４メートルの点

北緯３４度２４分２０．１秒　東経１３５度１７分１６．８秒

　　　イ　　　　　　基点第２号から真方位３２０度、８５４メートルの点

北緯３４度２４分３４．２秒　東経１３５度１７分０２．５秒

　　　ウ　　　　　　イから真方位４７度、４４０メートルの点

北緯３４度２４分４４．０秒　東経１３５度１７分１５．１秒

　　　エ　　　　　　アから真方位４７度、５２０メートルの点

北緯３４度２４分３１．６秒　東経１３５度１７分３１．７秒

３　免許予定日

　　令和５年９月１日

４　申請期間

　　未　　定

５　関係地区

　　泉佐野市新町、春日町、本町、元町、野出町、笠松、松原及び羽倉崎

６　制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７　存続期間

　　令和　５年９月　１日から

令和１０年８月３１日まで

８　個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

１　公示番号　　　区第５号（類似漁業権　現行：区第３号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業  第１種区画漁業 | わかめ養殖業  かき養殖業 | １１月１日から翌年５月１５日まで  １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡田尻町地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

　　　基点第３号　護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位４３度、４７メートルの点

北緯３４度２５分２２．７秒　東経１３５度１８分３７．１秒

　　　ア　　　　　基点第３号から真方位３２０度、５２０メートルの点

北緯３４度２４分１３．０秒　東経１３５度１７分２４．０秒

　　　イ　　　　　基点第３号から真方位３２０度、１,０２０メートルの点

北緯３４度２５分３９．３秒　東経１３５度１８分２５．５秒

　　　ウ　　　　　イから真方位５１度、４２０メートルの点

北緯３４度２４分３４．２秒　東経１３５度１７分０２．５秒

　　　エ　　　　　アから真方位５１度、４２０メートルの点

北緯３４度２５分０８．９秒　東経１３５度１７分４６．９秒

３　免許予定日

　　令和５年９月１日

４　申請期間

　　未　　定

５　関係地区

　　泉南郡田尻町

６　制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７　存続期間

　　令和　５年９月　１日から

令和１０年８月３１日まで

８　個別漁業権又は団体漁業権の別

　　団体漁業権

１　公示番号　　　区第６号（類似漁業権　現行：区第４号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業 | わかめ養殖業 | １１月１日から翌年５月１５日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南市りんくう南浜地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、基　　　点第４号から真方位２９０度及び真方位３０５度の各線、点イと点ウを結んだ線及　　　び点アと点エを結んだ線によって囲まれた区域を除く。

　　　基点第３号　　護岸法線上の泉南郡田尻町と泉南市の境界から真方位４３度、４７メートルの点

北緯３４度２３分４３．２秒　東経１３５度１６分５０．５秒

　　　基点第４号　　岡田漁港北防波堤基部中心点

北緯３４度２３分２５．６秒　東経１３５度１６分３５．４秒

　　　基点第５号　　樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位４３　　　　　　　　　　度、４３２メートルの点

北緯３４度２２分５６．９秒　東経１３５度１５分５８．４秒

　　　ア　　　　　　基点第３号から真方位３２０度、５７０メートルの点

北緯３４度２３分５７．３秒　東経１３５度１６分３６．１秒

　　　イ　　　　　　基点第３号から真方位３２０度、１，０２０メートルの点

北緯３４度２４分０８．５秒　東経１３５度１６分２４．８秒

　　　ウ　　　　　　基点第５号から真方位３２０度、６８３メートルの点

北緯３４度２３分１３．９秒　東経１３５度１５分４１．２秒

　　　エ　　　　　　基点第５号から真方位３２０度、２３３メートルの点

北緯３４度２３分０２．７秒　東経１３５度１５分５２．５秒

３　免許予定日

　　令和５年９月１日

４　申請期間

　　未　　定

５　関係地区

　　泉南市岡田

６　制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７　存続期間

　　令和　５年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで

８　個別漁業権又は団体漁業権の別

　　団体漁業権

１　公示番号　　　区第７号（類似漁業権　現行：区第５号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業 | かき養殖業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南市りんくう南浜地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

　　　基点第４号　　岡田漁港北防波堤基部中心点

北緯３４度２３分２５．６秒　東経１３５度１６分３５．４秒

　　　基点第５号　　樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位４３　　　　　　　　　　度、４３２メートルの点

北緯３４度２２分５６．９秒　東経１３５度１５分５８．４秒

　　　ア　　　　　　基点第４号から真方位２９０度、５４０メートルの点

北緯３４度２３分３１．５秒　東経１３５度１６分１５．８秒

　　　イ　　　　　　基点第４号から真方位２９０度、９９０メートルの点

北緯３４度２３分３６．５秒　東経１３５度１５分５９．２秒

　　　ウ　　　　　　基点第５号から真方位３２０度、６８３メートルの点

北緯３４度２３分１３．９秒　東経１３５度１５分４１．２秒

　　　エ　　　　　　基点第５号から真方位３２０度、２３３メートルの点

北緯３４度２３分０２．７秒　東経１３５度１５分５２．５秒

３　免許予定日

　　令和５年９月１日

４　申請期間

　　未　　定

５　関係地区

　　泉南市岡田

６　制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７　存続期間

　　令和　５年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで

８　個別漁業権又は団体漁業権の別

　　団体漁業権

１　公示番号　　　区第８号（類似漁業権　現行：区第６号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業 | わかめ養殖業 | １１月１日から翌年５月１５日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南市りんくう南浜地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

　　　基点第５号　　樽井人工海浜地突堤（人工砂浜東突堤）基部中心点より真方位４３　　　　　　　　　　度、４３２メートルの点

北緯３４度２２分５６．９秒　東経１３５度１５分５８．４秒

　　　基点第６号　　泉南市と阪南市の境界

北緯３４度２２分３１．７秒　東経１３５度１５分０２．０秒

　　　ア　　　　　　基点第５号から真方位３２０度、２８３メートルの点

北緯３４度２３分０４．０秒　東経１３５度１５分５１．３秒

　　　イ　　　　　　基点第５号から真方位３２０度、６８３メートルの点

北緯３４度２３分１３．９秒　東経１３５度１５分４１．２秒

　　　ウ　　　　　　基点第６号から真方位３３０度、９５０メートルの点

北緯３４度２２分５８．４秒　東経１３５度１４分４３．４秒

　　　エ　　　　　　基点第６号から真方位３３０度、５５０メートルの点

北緯３４度２２分４７．１秒　東経１３５度１４分５１．２秒

３　免許予定日

　　令和５年９月１日

４　申請期間

　　未　　定

５　関係地区

　　泉南市樽井

６　制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７　存続期間

　　令和　５年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで

８　個別漁業権又は団体漁業権の別

　　団体漁業権

１　公示番号　　　区第９号（類似漁業権　現行：区第７号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業  第１種区画漁業  第１種区画漁業  第１種区画漁業 | のり養殖業  わかめ養殖業  こんぶ養殖業  二枚貝類養殖業 | １０月１日から翌年４月３０日まで  １１月１日から翌年５月１５日まで  １２月１日から翌年６月３０日まで  １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　阪南市尾崎町地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第６号　　泉南市と阪南市の境界

北緯３４度２２分３１．７秒　東経１３５度１５分０２．０秒

　　　基点第７号　　尾崎港南防波堤基部中心点

北緯３４度２２分０１．３秒　東経１３５度１４分２９．１秒

　　　ア　　　　　　基点第６号から真方位２５９度、２１０メートルの点

北緯３４度２２分３０．４秒　東経１３５度１４分５３．９秒

　　　イ　　　　　　基点第７号から真方位３７度４５分、５３０メートルの点

北緯３４度２２分１４．９秒　東経１３５度１４分４１．８秒

　　　ウ　　　　　　アから真方位３２０度、２５０メートルの点

北緯３４度２２分３６．６秒　東経１３５度１４分４７．６秒

　　　エ　　　　　　アから真方位３２０度、６００メートルの点

北緯３４度２２分４５．３秒　東経１３５度１４分３８．８秒

　　　オ　　　　　　イから真方位３２０度、６００メートルの点

北緯３４度２２分２９．８秒　東経１３５度１４分２６．７秒

　　　カ　　　　　　イから真方位３２０度、２５０メートルの点

北緯３４度２２分２１．１秒　東経１３５度１４分３５．５秒

３　免許予定日

　　令和５年９月１日

４　申請期間

　　未　　定

５　関係地区

　　阪南市尾崎町

６　制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７　存続期間

　　令和　５年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで

８　個別漁業権又は団体漁業権の別

　　団体漁業権

１　公示番号　　　区第１０号（類似漁業権　現行：区第８号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業  第１種区画漁業  第１種区画漁業  第１種区画漁業 | のり養殖業  わかめ養殖業  こんぶ養殖業  二枚貝類養殖業 | １０月１日から翌年４月３０日まで  １１月１日から翌年５月１５日まで  １２月１日から翌年６月３０日まで  １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　阪南市尾崎町地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のイ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

　　　基点第７号　　尾崎港南防波堤基部中心点

北緯３４度２２分０１．３秒　東経１３５度１４分２９．１秒

　　　基点第８号　　阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）

北緯３４度２１分３５．７秒　東経１３５度１４分０３．５秒

　　　ア　　　　　　基点第７号から真方位２２２度、４３０メートルの点

北緯３４度２１分５１．０秒　東経１３５度１４分１７．９秒

　　　イ　　　　　　アから真方位３２０度、６９０メートルの点

北緯３４度２２分０７．７秒　東経１３５度１４分０１．１秒

　　　ウ　　　　　　アから真方位３２０度、９９０メートルの点

北緯３４度２２分１５．１秒　東経１３５度１３分５３．６秒

　　　エ　　　　　　基点第８号から真方位３２０度、１，０００メートルの点

北緯３４度２２分００．５秒　東経１３５度１３分３８．４秒

　　　オ　　　　　　基点第８号から真方位３２０度、７００メートルの点

北緯３４度２１分５３．１秒　東経１３５度１３分４５．９秒

３　免許予定日

　　令和５年９月１日

４　申請期間

　　未　　定

５　関係地区

　　阪南市尾崎町

６　制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７　存続期間

　　令和　５年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで

８　個別漁業権又は団体漁業権の別

　　団体漁業権

１　公示番号　　　区第１１号（類似漁業権　現行：区第１０号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業 | 二枚貝類養殖業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　阪南市新町及び鳥取地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

　　　基点第８号　　　阪南市尾崎町と新町の境界（トクサ川川口中央）

北緯３４度２１分３５．７秒　東経１３５度１４分０３．５秒

　　　ア　　　　　　　基点第８号から真方位３２０度、１５０メートルの点

北緯３４度２１分３９．３秒　東経１３５度１３分５９．９秒

　　　イ　　　　　　　基点第８号から真方位３２０度、２７０メートルの点

北緯３４度２１分４２．２秒　東経１３５度１３分５６．９秒

　　　ウ　　　　　　　基点第８号から真方位２４３度０５分、５００メートルの点

北緯３４度２１分２８．３秒　東経１３５度１３分４６．１秒

　　　エ　　　　　　　基点第８号から真方位２３０度０２分、４４６メートルの点

北緯３４度２１分２６．４秒　東経１３５度１３分５０．２秒

３　免許予定日

　　令和５年９月１日

４　申請期間

　　未　　定

５　関係地区

　　阪南市新町及び鳥取

６　制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７　存続期間

　　令和　５年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで

８　個別漁業権又は団体漁業権の別

　　団体漁業権

１　公示番号　　　区第１２号（新規漁業権　現行：区第９、１１号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業  第１種区画漁業  第１種区画漁業  第１種区画漁業 | のり養殖業  わかめ養殖業  あかもく養殖業  二枚貝類養殖業 | １０月１日から翌年４月３０日まで  １１月１日から翌年５月１５日まで  １１月１日から翌年５月１５日まで  １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　阪南市鳥取地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第９号、ア、イ及び基点第１０号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、西鳥取漁港防波堤内を除く。

　　　基点第９号　　西鳥取漁港北防波堤基部中心点から真方位２２２度、１３０メートルの点

北緯３４度２１分１７．３秒　東経１３５度１３分４９．３秒

　　　基点第１０号　阪南市鳥取と貝掛の境界

北緯３４度２０分５７．６秒　東経１３５度１３分３１．９秒

　　　ア　　　　　　基点第９号から真方位３１０度、１，０００メートルの点

北緯３４度２１分３８．０秒　東経１３５度１３分１９．６秒

　　　イ　　　　　　基点第１０号から真方位３２０度、１，０００メートルの点

北緯３４度２１分２２．５秒　東経１３５度１３分０６．７秒

３　免許予定日

　　令和５年９月１日

４　申請期間

　　未　　定

５　関係地区

　　阪南市新町及び鳥取

６　制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７　存続期間

　　令和　５年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで

８　個別漁業権又は団体漁業権の別

　　団体漁業権

１　公示番号　　　区第１３号（類似漁業権　現行：区第１２号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業  第１種区画漁業  第１種区画漁業 | わかめ養殖業  こんぶ養殖業  二枚貝類養殖業 | １１月１日から翌年５月１５日まで  １２月１日から翌年６月３０日まで  １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　阪南市貝掛地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

　　　基点第１０号　　阪南市鳥取と貝掛の境界

北緯３４度２０分５７．６秒　東経１３５度１３分３１．９秒

　　　ア　　　　　　　基点第１０号から真方位３２０度、４５０メートルの点

北緯３４度２１分０８．８秒　東経１３５度１３分２０．６秒

　　　イ　　　　　　　基点第１０号から真方位３２０度、７５０メートルの点

北緯３４度２１分１６．３秒　東経１３５度１３分１３．０秒

　　　ウ　　　　　　　イから真方位２４３度３０分、１００メートルの点

北緯３４度２１分１４．８秒　東経１３５度１３分０９．５秒

　　　エ　　　　　　　イから真方位２４３度３０分、７７０メートルの点

北緯３４度２１分０５．１秒　東経１３５度１２分４６．１秒

　　　オ　　　　　　　アから真方位２４３度３０分、７７０メートルの点

北緯３４度２０分５７．７秒　東経１３５度１２分５３．６秒

　　　カ　　　　　　　アから真方位２４３度３０分、１００メートルの点

北緯３４度２１分０７．４秒　東経１３５度１３分１７．１秒

３　免許予定日

　　令和５年９月１日

４　申請期間

　　未　 定

５　関係地区

　　阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

６　制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７　存続期間

　　令和　５年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで

８　個別漁業権又は団体漁業権の別

　　団体漁業権

１　公示番号　　　区第１４号（類似漁業権　現行：区第１３号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業  第１種区画漁業  第１種区画漁業 | わかめ養殖業  こんぶ養殖業  二枚貝類養殖業 | １１月１日から翌年５月１５日まで  １２月１日から翌年６月３０日まで  １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　阪南市箱作地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のイ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

　　　基点第１２号　　下荘漁港西防波堤基部中心点

北緯３４度２０分３４．４秒　東経１３５度１２分２４．９秒

　　　基点第１３号　　阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位３４５度、１２６メートルの点

北緯３４度２０分１４．９秒　東経１３５度１１分３６．８秒

　　　ア　　　　　　　基点第１２号から真方位２４５度、７８０メートルの点（田山川河口右岸）

北緯３４度２０分２１．２秒　東経１３５度１１分５７．０秒

　　　イ　　　　　　　アから真方位３４５度、５８０メートルの点

北緯３４度２０分３９．４秒　東経１３５度１１分５１．１秒

　　　ウ　　　　　　　アから真方位３４５度、９３０メートルの点

北緯３４度２０分５０．４秒　東経１３５度１１分４７．６秒

　　　エ　　　　　　　基点第１３号から真方位３４５度、８７４メートルの点

北緯３４度２０分４２．３秒　東経１３５度１１分２７．９秒

　　　オ　　　　　　　基点第１３号から真方位３４５度、５２４メートルの点

北緯３４度２０分３１．３秒　東経１３５度１１分３１．５秒

３　免許予定日

　　令和５年９月１日

４　申請期間

　　未　 定

５　関係地区

　　阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

６　制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７　存続期間

　　令和　５年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで

８　個別漁業権又は団体漁業権の別

　　団体漁業権

１　公示番号　　　区第１５号（類似漁業権　現行：区第１４号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業 | 二枚貝類養殖業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　阪南市箱作地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第１２号　下荘漁港西防波堤基部中心点

北緯３４度２０分３４．４秒　東経１３５度１２分２４．９秒

ア　　　　　　基点第１２号から真方位３１０度、１９０メートルの点

北緯３４度２０分３５．９秒　東経１３５度１２分１９．０秒

イ　　　　　　基点第１２号から真方位３１０度、３２０メートルの点

北緯３４度２０分３８．６秒　東経１３５度１２分１５．１秒

ウ　　　　　 オから真方位３３０度、２７５メートルの点

北緯３４度２０分３６．３秒　東経１３５度１２分１０．０秒

　　　エ　　　　　 オから真方位３３０度、１５０メートルの点

北緯３４度２０分３２．８秒　東経１３５度１２分１２．５秒

　　　オ　　　　　 基点第１２号から真方位２４６度３０分、２５８メートルの点

北緯３４度２０分２８．６秒　東経１３５度１２分１５．４秒

３　免許予定日

　　令和５年９月１日

４　申請期間

　　未　　定

５　関係地区

　　阪南市貝掛、箱作及び箱の浦

６　制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７　存続期間

　　令和　５年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで

８　個別漁業権又は団体漁業権の別

　　団体漁業権

１　公示番号　　　区第１６号（類似漁業権　現行：区第１５号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業  第１種区画漁業 | わかめ養殖業  こんぶ養殖業 | １１月１日から翌年５月１５日まで  １２月１日から翌年６月３０日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町淡輪地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

　　　基点第１３号　　阪南市と泉南郡岬町の境界から真方位３４５度、１２６メートルの点

北緯３４度２０分１４．９秒　東経１３５度１１分３６．８秒

　　　ア　　　　　　　基点第１３号から真方位３４５度、１７４メートルの点

北緯３４度２０分２０．４秒　東経１３５度１１分３５．０秒

　　　イ　　　　　　　基点第１３号から真方位３４５度、８７４メートルの点

北緯３４度２０分４２．３秒　東経１３５度１１分２７．９秒

　　　ウ　　　　　　　イから真方位２８８度、３７０メートルの点

北緯３４度２０分４６．０秒　東経１３５度１１分１４．２秒

　　　エ　　　　　　　基点第１３号から真方位２７４度２０分、５８７メートルの点

北緯３４度２０分１６．３秒　東経１３５度１１分１３．９秒

３　免許予定日

　　令和５年９月１日

４　申請期間

　　未　　定

５　関係地区

　　泉南郡岬町淡輪

６　制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７　存続期間

　　令和　５年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで

８　個別漁業権又は団体漁業権の別

　　団体漁業権

１　公示番号　　　区第１７号（類似漁業権　現行：区第１６号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業  第１種区画漁業 | わかめ養殖業  こんぶ養殖業 | １１月１日から翌年５月１５日まで  １２月１日から翌年６月３０日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町淡輪地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のア、イ、ウ及び基点第１６号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに　　　よって囲まれた区域

　　　基点第１６号　　泉南郡岬町淡輪と深日の境界

北緯３４度１９分５４．４秒　東経１３５度０９分２３．６秒

　　　ア　　　　　　　基点第１６号から真方位１０２度３０分、３２０メートルの点

北緯３４度１９分５２．１秒　東経１３５度０９分３５．８秒

　　　イ　　　　　　　基点第１６号から真方位３５８度３０分、５７０メートルの点

北緯３４度２０分１２．９秒　東経１３５度０９分２３．０秒

　　　ウ　　　　　　　基点第１６号から真方位３３２度３０分、５００メートルの点

北緯３４度２０分０８．８秒　東経１３５度０９分１４．５秒

３　免許予定日

　　令和５年９月１日

４　申請期間

　　未　　定

５　関係地区

　　泉南郡岬町淡輪

６　制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７　存続期間

　　令和　５年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで

８　個別漁業権又は団体漁業権の別

　　団体漁業権

１　公示番号　　　区第１８号（類似漁業権　現行：区第１７号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業  第１種区画漁業 | わかめ養殖業  こんぶ養殖業 | １１月１日から翌年５月１５日まで  １２月１日から翌年６月３０日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町深日地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

　　　基点第１６号　　泉南郡岬町淡輪と深日の境界

北緯３４度１９分５４．４秒　東経１３５度０９分２３．６秒

　　　ア　　　　　　　基点第１６号から真方位３３２度３０分、１００メートルの点

北緯３４度１９分５７．３秒　東経１３５度０９分２１．７秒

　　　イ　　　　　　　基点第１６号から真方位３３２度３０分、３５０メートルの点

北緯３４度２０分０４．５秒　東経１３５度０９分１７．２秒

　　　ウ　　　　　　　イから真方位２５７度３０分、２５０メートルの点

北緯３４度２０分０２．７秒　東経１３５度０９分０７．７秒

　　　エ　　　　　　　アから真方位２５７度３０分、２５０メートルの点

北緯３４度１９分５５．５秒　東経１３５度０９分１２．２秒

３　免許予定日

　　令和５年９月１日

４　申請期間

　　未　　定

５　関係地区

　　泉南郡岬町深日

６　制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７　存続期間

　　令和　５年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで

８　個別漁業権又は団体漁業権の別

　　団体漁業権

１　公示番号　　　区第１９号（類似漁業権　現行：区第１８号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業 | かき養殖業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町深日地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

　　　基点第１８号　　深日漁港南防波堤基部中心点

北緯３４度１９分１８．１秒　東経１３５度０８分４３．４秒

　　　ア　　　　　　　基点第１８号から真方位３４１度、１７０メートルの点

北緯３４度１９分２３．３秒　東経１３５度０８分４１．４秒

　　　イ　　　　　　　基点第１８号から真方位３４１度、２７０メートルの点

北緯３４度１９分２６．４秒　東経１３５度０８分４０．０秒

　　　ウ　　　　　　　イから真方位３０度、２０メートルの点

北緯３４度１９分２６．６秒　東経１３５度０８分４０．７秒

　　　エ　　　　　　　アから真方位３０度、２０メートルの点

北緯３４度１９分２３．６秒　東経１３５度０８分４２．１秒

３　免許予定日

　　令和５年９月１日

４　申請期間

　　未　　定

５　関係地区

　　泉南郡岬町深日

６　制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７　存続期間

　　令和　５年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで

８　個別漁業権又は団体漁業権の別

　　団体漁業権

１　公示番号　　　区第２０号（類似漁業権　現行：区第１９号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業 | かき養殖業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町深日地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

　　　基点第１９号　　深日港突堤基部中心点

北緯３４度１９分０９．５秒　東経１３５度０８分０４．６秒

　　　ア　　　　　　　基点第１９号から真方位４８度、４１０メートルの点

北緯３４度１９分１８．０秒　東経１３５度０８分１６．９秒

　　　イ　　　　　　　アから真方位５６度４０分、１１０メートルの点

北緯３４度１９分２０．０秒　東経１３５度０８分２０．５秒

　　　ウ　　　　　　　エから真方位５６度４０分、１３０メートルの点

北緯３４度１９分１８．６秒　東経１３５度０８分２１．６秒

　　　エ　　　　　　　基点第１９号から真方位５４度５０分、３８０メートルの点

北緯３４度１９分１６．０秒　東経１３５度０８分１６．８秒

３　免許予定日

　　令和５年９月１日

４　申請期間

　　未　　定

５　関係地区

　　泉南郡岬町深日

６　制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７　存続期間

　　令和　５年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで

８　個別漁業権又は団体漁業権の別

　　団体漁業権

１　公示番号　　　区第２１号（新規漁業権）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業 | かき養殖業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町多奈川谷川地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、谷川港水門の内側を除く。

　　　基点第２１号　　深日港（谷川地区）西防波堤基部中心点

北緯３４度１９分２２．６秒　東経１３５度０７分１３．４秒

　　　ア　　　　　　　基点第２１号から真方位１７度４８分、９８メートルの点

北緯３４度１９分２５．６秒　東経１３５度０７分１４．６秒

　　　イ　　　　　　　基点第２１号から真方位３３８度４８分、１７３メートルの点

北緯３４度１９分２７．８秒　東経１３５度０７分１１．０秒

　　　ウ　　　　　　　基点第２１号から真方位３３７度１３分、２０７メートルの点

北緯３４度１９分２８．８秒　東経１３５度０７分１０．３秒

　　　エ　　　　　　　基点第２１号から真方位３１０度２０分、２２０メートルの点

北緯３４度１９分２７．２秒　東経１３５度０７分０６．９秒

　　　オ　　　　　　　基点第２１号から真方位２３７度５８分、７８メートルの点

北緯３４度１９分２１．３秒　東経１３５度０７分１０．８秒

３　免許予定日

　　令和５年９月１日

４　申請期間

　　未　　定

５　関係地区

　　泉南郡岬町多奈川谷川

６　制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７　存続期間

　　令和　５年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで

８　個別漁業権又は団体漁業権の別

　　団体漁業権

１　公示番号　　　区第２２号（類似漁業権　現行：区第２０号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業  第１種区画漁業 | わかめ養殖業  こんぶ養殖業 | １１月１日から翌年６月３０日まで  １２月１日から翌年６月３０日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町多奈川谷川地先

　(3) 漁場の区域

　　　次の基点第２２号、ア、イ及び基点第２３号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時　　　海岸線とによって囲まれた区域

　　　基点第２２号　　泉南郡岬町多奈川谷川豊国崎

北緯３４度１９分２２．２秒　東経１３５度０６分５８．１秒

　　　基点第２３号　　泉南郡岬町多奈川谷川と小島の境界（三石）

北緯３４度１９分１３．１秒　東経１３５度０６分１５．５秒

　　　ア　　　　　　　基点第２２号から真方位０度、２００メートルの点

北緯３４度１９分２８．７秒　東経１３５度０６分５８．１秒

　　　イ　　　　　　　基点第２３号から真方位３５０度、２００メートルの点

北緯３４度１９分１９．５秒　東経１３５度０６分１４．１秒

３　免許予定日

　　令和５年９月１日

４　申請期間

　　未　　定

５　関係地区

　　泉南郡岬町多奈川谷川

６　制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７　存続期間

　　令和　５年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで

８　個別漁業権又は団体漁業権の別

　　団体漁業権

１　公示番号　　　区第２３号（新規漁業権　現行：区第２１号）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業  第１種区画漁業 | わかめ養殖業  かき養殖業 | １１月１日から翌年５月１５日まで  １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町多奈川小島地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のイ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

　　　基点第２５号　泉南郡岬町多奈川小島明神崎東側海岸堤防西端から東へ６３メートルの点

北緯３４度１８分５３．８秒　東経１３５度０５分４２．０秒

　　　ア　　　　　　基点第２５号から真方位９７度、３１０メートルの点

北緯３４度１８分５２．６秒　東経１３５度０５分５４．１秒

　　　イ　　　　　　アから真方位０度、５０メートルの点

北緯３４度１８分５４．２秒　東経１３５度０５分５４．１秒

　　　ウ　　　　　　アから真方位０度、１５０メートルの点

北緯３４度１８分５７．５秒　東経１３５度０５分５４．１秒

　　　エ　　　　　　基点第２５号から真方位０度、１４０メートルの点

北緯３４度１８分５８．４秒　東経１３５度０５分４２．０秒

　　　オ　　　　　　基点第２５号から真方位０度、４０メートルの点

北緯３４度１８分５５．１秒　東経１３５度０５分４２．０秒

３　免許予定日

　　令和５年９月１日

４　申請期間

　　未　　定

５　関係地区

　　泉南郡岬町多奈川小島

６　制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７　存続期間

　　令和　５年９月１日から

　　令和１０年８月３１日まで

８　個別漁業権又は団体漁業権の別

　　団体漁業権

１　公示番号　　　区第２４号（新規漁業権）

２　免許の内容たるべき事項

　(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
| 第１種区画漁業 | かき養殖業 | １月１日から１２月３１日まで |

　(2) 漁場の位置

　　　泉南郡岬町多奈川小島地先

　(3) 漁場の区域

　　　次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

　　　ア　　　　　　　小島漁港南防波堤基部中心点から真方位３３６度２８分、５２

メートルの点

北緯３４度１８分４７．７秒　東経１３５度０５分３８．６秒

　　　イ　　　　　　　点アから真方位４８度５３分、４０メートルの点

北緯３４度１８分４８．６秒　東経１３５度０５分３９．８秒

　　　ウ　　　　　　　点アから真方位３３８度０４分、１２２メートルの点

北緯３４度１８分５１．４秒　東経１３５度０５分３６．８秒

　　　エ　　　　　　　点アから真方位３１９度００分、１１５メートルの点

北緯３４度１８分５０．５秒　東経１３５度０５分３５．７秒

３　免許予定日

　　令和５年９月１日

４　申請期間

　　未　　定

５　関係地区

　　泉南郡岬町多奈川小島

６　制限又は条件

養殖施設のあることを表示するため、標識及び灯火を設置しなければならない。

７　存続期間

　　令和　５年９月　１日から

　　令和１０年８月３１日まで

８　個別漁業権又は団体漁業権の別

　　団体漁業権